

## 佐原広域交流拠点 P F I 事業三者覚書（案）

## 佐原広域交流拠点 P F I 事業三者覚書（案）

関東地方整備局長【                   】（以下「甲」という。）香取市長【                   】（以下「乙」という。）及び「事業者」【                   】（以下「丙」という。）の三者は、佐原広域交流拠点 P F I 事業（以下「本事業」という。）の実施に関して以下のとおり三者覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

### 第 1 条（目的）

本覚書は、甲、乙及び丙の三者において、甲乙間において締結されている「佐原広域交流拠点 P F I 事業に関する受託契約書」（以下「受託契約」という。）甲丙間で締結されている「佐原広域交流拠点 P F I 事業に関する事業契約書」（以下「事業契約」という。）乙丙間で締結されている「佐原広域交流拠点 P F I 事業 維持管理・運営業務委託並びに建物使用に関する契約書」（以下「維持管理・運営業務委託契約」という。）に定める規定が、「本事業」の実施に関する三者間相互の権利義務関係を規定していることを相互に確認することを目的とする。

### 第 2 条（用語の意義）

「本覚書」において用いられる引用符付きの用語の意義は、「本覚書」において特別の定めが無い限り「事業契約書」別紙 2 及び「維持管理・運営業務委託契約書」別紙 2 に記載する用語の定義に定めるところによるものとする。

### 第 3 条（本事業の趣旨）

甲、乙及び丙の三者は、「本事業」が「P F I 法」に基づき、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 1 2 年総理府告示第 1 1 号）に則して実施するものであることを十分に理解し、その趣旨を尊重するとともに「本事業」を円滑に実施するために相互に協力するものとする。

### 第 4 条（本事業の概要）

- 甲、乙及び丙の三者は、「本事業」について以下の各号に示す内容であることを確認する。
- 一 「本事業」は、「事業契約書」の前文に示されている経緯により、甲と乙が共同で「P F I 法」に定める手続きにより実施するものであること。
  - 二 「本事業」は、「事業契約」に基づく「国分維持管理・運営業務」と「維持管理・運営業務委託契約」に基づく「香取市分維持管理・運営業務」の業務内容が一体かつ密接不可分の関係にあること。

### 第 5 条（権利義務関係）

甲、乙及び丙の三者は、「本事業」の実施に関して、甲乙間の「受託契約」、甲丙間の「事業契約」、乙丙間の「維持管理・運営業務委託契約」に基づいて三者間に生じる権利義務が以下の各号のとおりであることを確認する。

- 一 甲丙間の「事業契約」において、乙は契約当事者となっていないが、「事業契約」にお

いて乙の権利及び義務として記載されている事項に関しては、乙が甲及び丙に対して「事業契約」上の権利を有し義務を負うこと。

二 乙丙間の「維持管理・運営業務委託契約」において、甲は契約当事者となっていないが、「維持管理・運営業務委託契約」において甲の権利及び義務として記載されている事項に関しては、甲が乙及び丙に対して「維持管理・運営業務委託契約」上の権利を有し義務を負うこと。

三 甲丙間の「事業契約」における「香取市が管理者となる施設」に係る「施設整備業務」の実施により丙から請求される対価については、甲乙間の「受託契約」に基づき乙が丙に対して直接かつ単独に負担すること。

#### 第6条（丙に対する支払）

1 甲は、「事業契約」第9条に定める「国分PFI事業費」及び「事業契約」第19条に定める「消費税」及び「地方消費税」を丙に支払うものとし、丙が甲から支払いを受ける方法は「事業契約」第75条及び第77条の定めるところによる。

2 乙は、「事業契約」第9条に定める「香取市分委託費」及び「事業契約」第19条に定める「消費税」及び「地方消費税」を丙に支払うものとし、丙が乙から支払いを受ける方法は「事業契約」第75条に定めるところによる。

3 乙は、「維持管理・運営業務委託契約」第8条に定める「香取市分維持管理・運営費用」及び「香取市分その他の費用」並びに「維持管理・運営業務委託契約」第18条に定める「消費税」及び「地方消費税」を丙に支払うものとし、丙が乙から支払いを受ける方法は「維持管理・運営業務委託契約」第45条の定めるところによる。

4 甲、乙及び丙の三者は、前各項における丙に対する支払いについて、「事業契約」又は「維持管理・運営業務委託契約」に基づいて甲又は乙のそれぞれが丙に対して直接かつ単独に負担するものであり、「事業契約」又は「維持管理・運営業務委託契約」におけるいかなる規定も甲及び乙が丙に対して連帯債務を負うと解釈されるものではないことを確認する。

#### 第7条（甲及び乙が負担する増加費用分担）

1 「事業契約」及び「維持管理・運営業務委託契約」に基づき、甲及び乙の帰責事由又は不可抗力により丙に対して支払う以下の各号による増加費用等又は損害の賠償額については、甲乙協議の上、甲及び乙のそれぞれの負担割合に応じて丙に支払う。ただし、甲のみの帰責事由の場合は甲が、乙のみの帰責事由の場合は乙が、それぞれ全ての増加費用等又は損害の賠償額を負担するものとする。

一 「事業契約」第20条第2項及び「維持管理・運営業務委託契約」第19条第2項に定める許認可の取得等に係る増加費用の合計。

二 「事業契約」第22条第2項及び同条第3項並びに「維持管理・運営業務委託契約」第21条第2項及び同条第3項に定める法令変更による増加費用の合計。

三 「事業契約」第23条第3項及び「維持管理・運営業務委託契約」第22条第3項に定める不可抗力による追加費用及び損害の合計。

四 「事業契約」第37条に定める「発注者」が認めた調査の追加費用。

- 五 「事業契約」第41条第6項に定める「業務要求水準書」の変更に伴う増加費用。
  - 六 「事業契約」第45条第2項及び「維持管理・運營業務委託契約」第37条第4項に定める近隣対策に係る増加費用。
  - 七 「事業契約」第48条第1項に定める工期変更に伴う増加費用及び同条第2項に定める工期変更に伴う損害及び同条5項における「不可抗力」を含む「事業者」の責に帰することが出来ない事由による工期変更に伴う増加費用。
  - 八 「事業契約」第49条第2項に定める工事中止に伴う増加費用及び損害。
  - 九 「事業契約」第50条第6項に定める「業務要求水準書」の変更に伴う増加費用。
  - 十 「事業契約」第51条第3項に定める臨機の措置に伴う費用。
  - 十一 「事業契約」第52条第2項に定める建設工事期間中の第三者への損害。
  - 十二 「事業契約」第66条第1項及び同条第4項並びに「維持管理・運營業務委託契約」第37条第1項及び同条第5項に定める「業務要求水準書」の変更に伴う増加費用、追加費用及び損害及び第三者の過失等により生じた費用の合計。
  - 十三 「維持管理・運營業務委託契約」第38条第1項に定めた場合において、甲及び乙の帰責事由による「本事業」の経営圧迫によって発生する増加費用の合計。
  - 十四 「事業契約」第67条第4項及び「維持管理・運營業務委託契約」第39条第4項に定める臨機の措置に伴う費用の合計。
  - 十五 「事業契約」第69条に定める「PFI事業以外の施設等」の瑕疵によって生じる費用。
  - 十六 「事業契約」の第75条第4項及び同条第6項に定める「本工事」の増加費用及び合理的な費用。
  - 十七 「事業契約」第77条第2項並びに「維持管理・運營業務委託契約」第45条第3項に定める「維持管理・運營業務」の開始遅延に伴う合理的な増加費用の合計。
  - 十八 「事業契約」第83条第1項及び「維持管理・運營業務委託契約」第50条第1項に定める施設の原状回復に要した費用の合計。
  - 十九 「事業契約」第85条第1項に定める関係書類の作成に要する合理的費用。
  - 二十 「事業契約」第87条第2項及び第90条第2項並びに「維持管理・運營業務委託契約」第54条第2項に定める解除に伴う損害及び合理的費用の合計。
  - 二十一 「事業契約」第97条第3項に定める甲及び乙の帰責事由による付帯事業の増加費用の合計。
- 2 「事業契約」第68条第2項ただし書きに定める第三者への損害は、甲のみが丙に対して負担するものとする。
  - 3 「維持管理・運營業務委託契約」第40条第1項ただし書きに定める第三者への損害は、乙のみが丙に対して負担するものとする。

#### 第8条（甲及び乙が経費を減額した場合の分担）

- 1 甲及び乙は、「事業契約」及び「維持管理・運營業務委託契約」の定めるところにより、丙に対して支払う経費を減額した場合は、甲乙協議の上、以下の各号に掲げる費用を甲及び乙のそれぞれの「負担割合」に応じて減額する。

- 一 「事業契約」第22条第4項及び同条第5項並びに「維持管理・運営業務委託契約」第21条第4項及び同条第5項の定めるところにより減額した「PFI事業費」の減少費用。
  - 二 「事業契約」第66条第1項及び「維持管理・運営業務委託契約」第37条第1項に定める「業務要求水準書」の変更に伴う減少費用。
  - 三 「事業契約」第75条第4項の定めるところにより減少した「施設費」。
- 2 甲及び乙は、以下の各号の場合においては、「業績等の監視及び改善要求措置要領」及び「PFI事業費の算定及び支払方法」に従い、各々が丙に対して支払う経費を減額する。
- 一 「事業契約」第77条第3項の定めるところにより丙に対して支払う経費を減額する場合。
  - 二 「維持管理・運営業務委託契約」第45条第2項及び同条第4項の定めるところにより丙に対して支払う経費を減額する場合。
- 3 甲及び乙は、「事業契約」第75条第5項の定めるところにより「施設費」を減額する場合は、甲乙協議の上、各々の分担割合を定めるものとする。

#### 第9条（甲及び乙の共同行為）

甲及び乙は、共同して以下の各号に定める事項を丙に対して行うものとする。

- 一 「事業契約」第14条第3項及び「維持管理・運営業務委託契約」第13条第3項における「発注者」及び香取市による確認。
- 二 「事業契約」第16条第2項及び「維持管理・運営業務委託契約」第15条第2項における「発注者」及び香取市による協力。
- 三 「事業契約」第24条第1項及び同条第2項並びに「維持管理・運営業務委託契約」第23条第1項及び同条第2項における「発注者」及び香取市による了解。
- 四 「事業契約」第25条第1項及び同条第4項並びに「維持管理・運営業務委託契約」第24条第1項における「発注者」及び香取市による承認。
- 五 「事業契約」第26条第4項及び同条第5項並びに「維持管理・運営業務委託契約」第25条第4項及び同条第5項における「発注者」及び香取市による承諾。
- 六 「事業契約」第32条第1項及び「維持管理・運営業務委託契約」第30条第1項における「発注者」及び香取市による請求。
- 七 「事業契約」第62条第3項及び「維持管理・運営業務委託契約」第33条第3項における「発注者」及び香取市による確認。
- 八 「事業契約」第63条第2項及び「維持管理・運営業務委託契約」第34条第2項における「発注者」及び香取市による確認。
- 九 「事業契約」第64条第2項及び「維持管理・運営業務委託契約」第35条第2項における「発注者」及び香取市による確認。
- 十 「事業契約」第65条第1項及び「維持管理・運営業務委託契約」第36条第1項における「発注者」及び香取市による通知及び合理的な変更案の決定。
- 十一 「事業契約」第70条第2項及び「維持管理・運営業務委託契約」第42条第2項における「発注者」及び香取市による検査及び業務完了通知書の交付。
- 十二 「事業契約」第73条第2項及び「維持管理・運営業務委託契約」第43条第2項に

おける「発注者」及び香取市における「業績等」の監視。

十三 「事業契約」第74条第2項及び「維持管理・運営業務委託契約」第44条第2項における「発注者」及び香取市による措置。

十四 「事業契約」第83条第1項及び同条第6項並びに「維持管理・運営業務委託契約」第50条第1項及び同条第6項における「発注者」及び香取市による確認。

#### 第10条（契約等の解除）

甲及び乙が、「事業契約」第86条第2項、第88条第2項、第89条第2項、第91条第2項、「維持管理・運営業務委託契約」第53条第2項、第55条第2項に基づき、丙の「事業契約」及び「維持管理・運営業務委託契約」上の地位を譲渡する第三者（「事業者」の融資団が選定し「発注者」及び「香取市」が承認した第三者を含む。）を選定及び承認する場合、甲及び乙の協議が整わないときは甲が選定及び承認を行うものとする。

#### 第11条（有効期間）

本覚書は、「受託契約」、「事業契約」及び「維持管理・運営業務委託契約」が存続する限り、その効力を有するものとする。

甲、乙及び丙の三者は、上記の内容について確認したことを証するため本覚書 3 通を作成し、各者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成【    】年【    】月【    】日

甲 関東地方整備局長  
氏名【            】

乙 香取市長  
氏名【            】

丙 住所（所在地）【            】  
氏名（名称）【            】